

令和7年第3回美郷町議会定例会

議事日程（第1号）

令和7年2月28日（金曜日）午前10時開議

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 議長の諸般の報告
 - 1) 例月現金出納検査の報告（令和7年1月分）
 - 2) 行政監査の報告
 - 3) 総務産業常任委員会の所管事務調査報告
 - 4) 教育民生常任委員会の所管事務調査報告
 - 5) 令和7年第1回大曲仙北広域市町村圏組合議会定例会の概要報告
 - 6) 令和7年第1回大仙美郷介護福祉組合議会定例会の概要報告
- 第 4 町長の招集挨拶並びに施政方針説明
 - 陳情上程（委員会付託）
- 第 5 陳情第46号 「選択的夫婦別姓制度の導入を求める意見書」採択に関する陳情書
- 第 6 陳情第47号 「最低賃金法の改正と中小企業支援の拡充を求める意見書」の採択を求める陳情書
 - 議案上程・審議（説明～質疑～討論～表決）
- 第 7 発議第 1号 美郷町議会の個人情報の保護に関する条例の一部改正について
 - 議案上程（説明）
- 第 8 議案第 4号 町道の認定について
- 第 9 議案第 5号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
- 第10 議案第 6号 美郷町職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例及び美郷町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について
- 第11 議案第 7号 美郷町町長及び副町長の給与及び旅費に関する条例及び美郷町職員等の旅費に関する条例の一部改正について
- 第12 議案第 8号 美郷町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について

- 第13 議案第 9号 美郷町単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部改正について
- 第14 議案第10号 美郷町水道事業に従事する職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正について
- 第15 議案第11号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について
- 第16 議案第12号 督促手数料の廃止に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- 第17 議案第13号 美郷町税条例の一部改正について
- 第18 議案第14号 美郷町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 第19 議案第15号 美郷町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 第20 議案第16号 美郷町下水道事業特別会計への繰入額について
- 第21 議案第17号 美郷町農業集落排水事業特別会計への繰入額について
- 第22 議案第18号 令和6年度美郷町一般会計補正予算第15号
- 第23 議案第19号 令和6年度美郷町国民健康保険特別会計補正予算第4号
- 第24 議案第20号 令和6年度美郷町下水道事業特別会計補正予算第4号
- 第25 議案第21号 令和6年度美郷町農業集落排水事業特別会計補正予算第3号
- 第26 議案第22号 令和6年度美郷町後期高齢者医療特別会計補正予算第3号
- 第27 議案第23号 令和6年度美郷町水道事業会計補正予算第6号

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（16名）

1番	熊谷隆一	2番	村田薫
3番	鈴木正洋	4番	藤原政春
5番	高山茂雄	6番	高橋邦武
7番	深澤均	8番	伊藤福章
9番	高橋正和	10番	泉美和子
11番	深沢義一	12番	熊谷良夫
13番	澁谷俊二	14番	長谷川幸子
15番	鈴木良勝	16番	森元淑雄

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	松田知己	副町長	本間和彦
総務課長	武田浩之	企画財政課長	深澤文仁
税務課長	小田長光仁	住民生活課長	木村英彰
福祉保健課長	大澤修	こども子育て課長	高橋勉
商工観光交流課長	高橋晋一	農政課長	高塚剣
建設課長	高橋博和	会計管理者兼 出納室長	飛澤史子
農業委員 会 長	佐々木龍悦	教育長	栗林守
教育推進監	青谷千里	教育推進課長	佐々木寿人
生涯学習課長	中田裕克	代表監査委員	高橋信雄

職務のため出席した者の職氏名

事務局長	佐藤秀勝	庶務班長 兼 議事班長	澁谷正樹
事務補助員	佐々木楓		

◎開会及び開議の宣告

○議長（森元淑雄） おはようございます。

定刻並びに出席議員が定足数に達しておりますので、ただいまから令和7年第3回美郷町議会定例会を開会します。

直ちに本日の会議を開きます。

(午前10時00分)

◎会議録署名議員の指名

○議長（森元淑雄） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、3番、鈴木正洋議員及び4番、藤原政春議員を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（森元淑雄） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日2月28日から3月14日までの15日間としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（森元淑雄） 異議なしと認めます。よって、会期は本日から3月14日までの15日間と決定いたしました。

なお、会期中の審議予定については、先般議会運営委員会を開催し、検討されました。その結果について議会運営委員長の報告を求めます。

議会運営委員長、高橋邦武議員、登壇願います。

(議会運営委員長 高橋邦武 登壇)

○議会運営委員長（高橋邦武） おはようございます。

議会運営委員会から、会期の日程についてをご報告申し上げます。

2月18日に招集告示されました令和7年第3回美郷町議会定例会に当たり、同日、議会運営委員会を開催し、次のとおり決定いたしました。

本定例会の審議内容についてではありますが、本定例会に付議され提案されている案件は、町長

の提案に係るものとして、議案書記載のとおり、町道の認定、条例の制定、条例の一部改正、特別会計への繰入額、令和6年度各会計の補正予算、令和7年度各会計予算であります。

陳情案件については、前回の定例会以降に提出された陳情のうち2件について、議会運営委員会では、総務産業常任委員会にて審査が望ましいものとしたしました。

また、議会関係としては、発議が1件、委員会報告等と意見書案等の審議を予定しております。

なお、令和7年度各会計予算に係る議案は、議長を除く全議員による予算特別委員会を設置し、休会中における審査とすることとしたしました。

以上のことから、次のとおり審議日程を予定したところであります。

はじめに、本定例会の会期は、本日2月28日から3月14日までの15日間といたしました。

次に、本定例会の審議内容についてであります。本日は、議長の諸般の報告、町長の招集挨拶並びに施政方針説明があり、その後、陳情を上程し、委員会付託とします。続いて、発議第1号を上程し、説明を受け、質疑、討論、表決を行います。その後、議案第4号から議案第23号までを上程し、説明を受け、終了の予定です。

3月1日及び2日は、本会議を休会とします。

3月3日は、午前10時より本会議を再開し、議案第24号から議案第29号までを上程し、説明を受け、終了の予定です。

3月4日は、本会議を休会とし、一般質問の通告締切りを午前11時までとし、令和7年度各会計予算の総括質疑の通告締切りを午後5時までとします。

3月5日は、本会議を休会とし、総務産業常任委員会及び教育民生常任委員会を開催し、陳情の審査等を行う予定です。

3月6日は、午前10時から本会議を再開し、議案第4号から議案第23号までの質疑、討論、表決を行い、続いて、議案第24号から議案第29号までの総括質疑を行い、その後、予算特別委員会を設置し、付託する予定です。また、予算特別委員会の質疑の通告締切りを午後5時までとします。

3月7日から9日は、本会議を休会とします。

3月10日及び11日は、本会議を休会とし、予算特別委員会を開催し、予算審査を行います。

3月12日は、午前10時から本会議を再開し、一般質問を行う予定です。

3月13日は、本会議を休会といたします。

3月14日は、午前10時から本会議を再開し、議案第24号から議案第29号までの予算の審査結果

についての予算特別委員会委員長の報告、討論、表決を行います。続いて、陳情等の審査結果についての常任委員会委員長の報告、質疑、討論、表決を行い、終了の予定です。

以上、ご報告申し上げます。

○議長（森元淑雄） ただいま議会運営委員長から審議予定について報告がありましたが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（森元淑雄） 異議なしと認め、日程どおり審議を進めます。

◎諸般の報告

○議長（森元淑雄） 日程第3、諸般の報告を行います。

1として、町の監査委員より例月現金出納検査令和7年1月分の結果報告がありました。

2として、町の監査委員より行政監査の結果報告がありました。

3として、総務産業常任委員会委員長より所管事務調査報告がありました。

4として、教育民生常任委員会委員長より所管事務調査報告がありました。

5として、大曲仙北広域市町村圏組合議会出席議員より令和7年第1回大曲仙北広域市町村圏組合議会定例会の概要報告がありました。

6として、大仙美郷介護福祉組合議会出席議員より令和7年第1回大仙美郷介護福祉組合議会定例会の概要報告がありました。

その写しを皆様のお手元に配付しております。それをもって報告に代えさせていただきます。

◎町長の招集挨拶並びに施政方針説明

○議長（森元淑雄） 日程第4、町長の招集挨拶並びに施政方針説明を行います。

本定例会の招集に当たって、町長より招集挨拶並びに施政方針説明の申出がありましたので、これを許します。

松田知己町長は、登壇願います。

（町長 松田知己 登壇）

○町長（松田知己） おはようございます。

令和7年第3回美郷町議会定例会の開会に当たり、行政報告並びに提出いたしました議案の概要等を申し上げ、招集の挨拶といたします。

町が定期予防接種の委託業務として実施している新型コロナワクチン及び高齢者用肺炎球菌ワクチンの接種において、誤って有効期限が過ぎたワクチンを接種したことが医療機関からの報告により判明しました。

内容としましては、新型コロナワクチンについては、令和7年2月4日有効期限のワクチンを2月7日に、高齢者用肺炎球菌ワクチンについては、令和7年1月24日有効期限のワクチンを2月4日にそれぞれ対象者1人に接種したものです。

いずれも各医療機関が接種誤りに気づき、町へ報告するとともに、対象者へ連絡し、健康状態を確認しております。

なお、現在のところ健康被害は確認されておられません。

今後は、委託医療機関への注意喚起を通して再発防止に努めてまいります。

次に、今冬の降雪等の状況について報告いたします。

町内6か所の観測地点における最大の平均積雪量は、2月24日の136.7センチメートルでした。

一斉除雪の出動回数は、2月28日現在で計24回となっております。また、見通しの悪くなった交差点付近の排雪作業を随時実施しました。

2月28日現在の大雪等による被害状況については、車庫の全壊が1棟、雪下ろし時の転落事故が2件となっております。

次に、有機フッ素化合物に係る水質検査について報告いたします。

昨年(令和6年)の第7回美郷町議会臨時会及び第9回美郷町議会定例会でも報告をいたしておりますが、有機フッ素化合物「PFOS」及び「PFOA」が仙南東部地区及び仙南中央地区より検出されており、1月30日に水道の蛇口から採水したのものから仙南東部地区で1リットル当たり9ナノグラム、仙南中央地区では5ナノグラムの検出がありました。この数値は、昨年(令和5年)の9月、11月に採水した結果とほぼ同じ数値です。

検出された量は、国が暫定基準としている1リットル当たり50ナノグラムを大きく下回る結果であり、飲用に支障はありません。

現在不安を感じる町民の方への対応として、仙南東部地区及び仙南中央地区の水道加入者への浄水器設置に対する補助を実施しており、2月28日現在では13件の申請を受けて、補助を行っております。

今後も随時水質検査を行うこととしており、結果は速やかに町広報等で公表してまいります。

次に、物価の高騰による影響に対して支援をする各種制度について報告いたします。

介護保険施設及び障害者支援施設に対して光熱水費等及び食材費を助成する社会福祉施設等物

価高騰対策支援事業についてですが、2月28日現在介護保険施設23事業者46施設に対し計1,612万7,900円、障害者支援施設6事業者22施設に対し計570万6,800円の交付決定を行い、支払い手続を進めております。

支給要件を満たした住民税非課税世帯等に対して、1世帯当たり3万円等を給付するエネルギー・食料品等価格高騰支援給付金事業及び1世帯当たり6,000円を給付する灯油購入費緊急助成事業についてですが、対象世帯に対し書類を送付し、順次給付作業を進めており、2月28日現在エネルギー・食料品等価格高騰支援給付金事業は、986世帯に計3,152万円の給付、灯油購入費緊急助成事業は、1,116世帯に計669万6,000円を給付しております。

また、エネルギー・食料品等価格高騰支援給付金事業の対象外となった世帯に対しては、美郷町生活支援券を1世帯当たり7,000円分給付することとしており、3月中に簡易書留により対象世帯へ送付し、4月1日からの使用開始となります。

ガソリン等エネルギー価格高騰の影響を受けている道路運送事業者等を営む事業者に対して1台当たり1万円を助成する美郷町運送事業者等エネルギー価格高騰対策支援金についてですが、2月28日現在8事業者計111台に助成しております。

飼料価格高騰等の影響を受けている畜産農家に対し子牛出荷頭数に応じて助成する肉用牛繁殖経営安定対策事業についてですが、14件の申請があり、3月10日に計125万円を助成する予定です。

酪農経営体に対し高品質生乳出荷量に応じて助成する高品質生乳生産支援事業及び燃油価格高騰の影響を受けている施設園芸農家等に対し、灯油等の購入量に応じて助成する施設園芸等燃油支援事業についてですが、2月28日までの対象数量に基づき、3月末までに助成する予定です。

次に、第3次美郷町総合計画における「みさと重点テーマ」に係る事業について報告いたします。

1つ目は「豊かさ実感」についてですが、小中学校の新入学児童生徒の保護者を対象に支給する入学祝金事業については、2月3日より申請書の受付を開始し、支給準備を進めております。

1月18日から2月23日まで学友館にて「秋田県美術展覧会第22回仙北地域展」を開催しました。昨年6月に開催された「第66回秋田県美術展覧会」の入賞、入選者のうち、大仙市、仙北市、美郷町の作家による作品計134点を展示し、期間中は652の方が鑑賞されました。

2つ目は「活力・賑わい創出」についてですが、「サキホコレ作付応援事業」として、令和6年度の作付農家数は113件、作付面積は約271ヘクタールで、生産者が負担する県のプロモーション経費に対し補助金を交付しております。

次に、各課の個別の取組について報告いたします。

はじめに、商工観光交流課関係ですが、1月16日、総合体育館リリオスにて日本航空株式会社との連携協力協定に基づく事業「JAL空育折り紙ヒューキ教室」を開催し、当日は、各認定こども園の5歳児94人が参加しました。

また、2月15日、16日に、同社社員による「地域貢献活動ウインターキャンプ」を開催し、社員20人が来町し、「六郷のカマクラ」の天筆書きや竹うちの体験のほか、高齢者世帯3軒の除排雪ボランティア活動を行いました。

なお、同日には大田区職員3人、東御市職員4人も来町し、「六郷のカマクラ」の体験などを通じ、友好都市の交流を図りました。

誘客のための新たな取組として、令和6年4月にリニューアルオープンした清水の学習・案内所では「美郷のミズモ」の顔形シールに願い事を書いてもらう取組を実施していましたが、この願い事のシールは約2,400枚に達し、「六郷のカマクラ」最終日の15日の天筆焼きではほかの天筆と共に地元の親子7組によってお焚き上げされました。

次に、農政課関係ですが、米の生産数量の参考指標となる令和7年産米の秋田県の生産の目安が提示されたことに伴い、美郷町地域農業再生協議会にて、町の生産の目安を前年度比2.65ポイント増の58.30%とし、各方針作成者に提示しました。なお、農業者ごとの生産の目安の提示は、各方針作成者に委ねることとなります。

また、3月19日には、令和7年度の産地交付金の作物別単価等を含め、国、県、町の施策等に関する説明会を開催し、農家への周知を図ってまいります。

次に、建設課関係ですが、12月から2月末までの主な工事発注状況については、舗装補修工事9件、路面標示工事2件、橋梁補修工事1件、道路維持工事1件を発注しました。なお、一般会計では7件の事業について、特別会計では下水道及び農業集落排水でそれぞれ1件の事業について、事業完了が年度を越えるため、本定例会に係る予算の繰越明許費を提出しております。

次に、教育推進課関係ですが、12月10日、美郷中学校にて、「鴻鵠の志」育成基金活用事業として、全日本空輸株式会社B787機長小西 憲氏を講師に迎え、「なりたい自分になろう」と題した講演会を開催し、美郷中学校の生徒並びに町内3小学校の6年生が参加しました。

12月16日から20日まで、タイ王国アヌラチャプラシット校の生徒12人が来町されました。美郷中学校での授業体験や地域での文化体験、8月にアヌラチャプラシット校に訪問した美郷中学校の生徒やその家族によるホームステイ交流など、様々な交流が図られました。

また、1月9日、10日に、仙南小学校の児童16人が東京都文京区立千駄木小学校を訪問し、東京都の児童との授業や放課後の交流、国立科学博物館の見学などを行いました。

次に、生涯学習課関係ですが、文化庁の文化審議会が文部科学省に答申しておりました「関田円型分水工」について、12月3日、文部科学省告示第162号により、正式に国登録有形文化財となりました。美郷町では初めての国登録有形文化財となります。

次に、提出いたしました議案の概要について説明いたします。

議案第4号 町道の認定についてですが、寄附及び移管された道路の認定についてお諮りするものです。

議案第5号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてですが、刑法等の一部を改正する法律の施行に伴い、関係条例の所要の規定を改正しなくお諮りするものです。

議案第6号 美郷町職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例及び美郷町職員の育児休業等に関する条例の一部改正についてですが、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律等の施行に伴い、所要の規定を改正しなくお諮りするものです。

議案第7号 美郷町町長及び副町長の給与及び旅費に関する条例及び美郷町職員等の旅費に関する条例の一部改正についてですが、国家公務員等の旅費に関する法律の一部を改正する法律等の施行に伴い、所要の規定を改正しなくお諮りするものです。

議案第8号 美郷町一般職の職員の給料に関する条例の一部改正についてですが、職員の給料月額、扶養手当、出勤手当等に関する規定を改正しなくお諮りするものです。

議案第9号 美郷町単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部改正についてですが、支給する給与の種類に関する規定を改正しなくお諮りするものです。

議案第10号 美郷町水道事業に従事する職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正についてですが、職員の扶養手当及び通勤手当等に関する規定を改正しなくお諮りするものです。

議案第11号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について及び議案第13号 美郷町税条例の一部改正についてですが、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律の施行に伴い、所要の規定を改正しなくお諮りするものです。

議案第12号 督促手数料の廃止に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてですが、督促手数料の廃止に伴い、関係条例の所要の規定を改正しなくお諮りするものです。

議案第14号 美郷町特定教育・保育施設及び特定地域型事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正についてですが、子ども・子育て支援法施行規則等の一部を改正する内閣府令の施行

に伴い、所要の規定を改正したくお諮りするものです。

議案第15号 美郷町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてですが、子ども・子育て支援法施行規則等の一部を改正する内閣府令及び児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する内閣府令の施行に伴い、所要の規定を改正したくお諮りするものです。

議案第16号 美郷町下水道事業特別会計への繰入額について及び議案第17号 美郷町農業集落排水事業特別会計への繰入額についてですが、一般会計からの繰入れにより、各事業の円滑な推進を図るため、それぞれお諮りするものです。

議案第18号 令和6年度美郷町一般会計補正予算第15号についてですが、社会資本舗装補修工事費の増額、経営基盤整備事業費負担金の増額及びその他事業実績による事業費の減額等に伴う歳入歳出予算の補正についてお諮りするものです。

議案第19号 令和6年度美郷町国民健康保険特別会計補正予算第4号についてですが、保険給付費の減額等に伴う歳入歳出予算の補正についてお諮りするものです。

議案第20号 令和6年度美郷町下水道事業特別会計補正予算第4号についてですが、県南地区広域汚泥資源化事業負担金の増額及び事業費の減額等に伴う歳入歳出予算の補正についてお諮りするものです。

議案第21号 令和6年度美郷町農業集落排水事業特別会計補正予算第3号についてですが、事業費の減額等に伴う歳入歳出予算の補正についてお諮りするものです。

議案第22号 令和6年度美郷町後期高齢者医療特別会計補正予算第3号についてですが、後期高齢者医療広域連合納付金の減額等に伴う歳入歳出予算の補正についてお諮りするものです。

議案第23号 令和6年度美郷町水道事業会計補正予算第6号についてですが、配水管布設替工事費の増額等に伴う収入支出予算の補正についてお諮りするものです。

なお、議案第24号から議案第29号までの令和7年度一般会計予算、各特別会計予算及び水道事業会計予算については、令和7年度施政方針で詳細を申し述べますので、ご理解くださるようお願いいたします。

以上、提出議案の概要につきまして説明いたしました。

なお、提出議案の詳細につきましては各担当課長等に説明させますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます、招集の挨拶といたします。

引き続き、令和7年度の町政推進に関する基本的な考えを申し述べ、併せて予算案の編成方針及び概要についてご説明申し上げます。

美郷町は、合併満20年という節目の年を終え、引き続き小さくてもキラリと光るまちづくりを目指して、21年目の歩みを進めております。これまでの期間、町民各位並びに議員各位には、温かいご理解とご協力をいただきましたことに改めて感謝を申し上げます。

さて、町では、「第3次美郷町総合計画」に基づき、各般の施策を計画的かつ積極的に展開し、まちづくりの将来像である「“美郷らしさ”を誇り、語りたくなるまち」の実現に向けて取り組んできております。

これまでの取組でそれぞれの分野において一定の成果は得ているものと認識しておりますが、今後の地域の姿に影響を与える人口については、残念ながら減少し続けております。

こうした状況も踏まえ、前期行動計画最終年度となる令和7年度は、各般の取組が目指す成果指標の達成に向けて注力するとともに、これまでの成果と課題を検証しながら、令和8年度から4年間のまちづくりの施策と事業を示す後期行動計画を策定してまいります。

将来像の実現につながる各種施策の立案と実行に当たっては、地域経済を含む諸環境を注視するとともに、変化する社会情勢と住民ニーズを的確に把握し、行政サービス水準を意識しつつ、将来にわたり財政収支のバランスを保ちながら町の発展につなげていくため、費用対効果を意識した取組を推進してまいりたいと考えております。

こうした考え方を踏まえた上での令和7年度予算案についてですが、一般会計の予算案は129億455万4,000円で、令和6年度と比較して10億6,726万円、9.0%の増としております。

まず、歳入について申し上げます。

町税についてですが、個人町民税は、農業所得が令和6年産米概算金の上昇や一等米比率の上昇等により増加が見込まれること、給与所得は生産人口の減少があるものの、毎月勤労統計調査の結果から、給与総額の増加が見込まれることなどを踏まえ、増額で計上しております。

法人町民税は、県内の経済動向がおおむね横ばいで推移していることに加え、令和5年度に対する令和6年度の各社実績を踏まえ、増額で計上しております。

固定資産税は、地価の下落傾向は続いているものの、家屋及び償却資産のここ数年の平均伸び率を踏まえ、増額で計上しております。

軽自動車税は、新税率及び重課税率が適用される車両台数が増加していることを踏まえ、増額で計上しております。

町たばこ税は、喫煙人口が減少傾向にあることを踏まえ、減額で計上しております。

入湯税は、過去5年間の推移を踏まえ、減額で計上しております。

地方交付税については、令和6年度の交付額と総務省が公表した令和7年度地方財政計画での

伸び率等を勘案し、増額で計上しております。

町債については、事業費への充当率と元利償還金への交付税措置率で有利な過疎対策事業債や、緊急自然災害防止対策事業債等を事業ごとに活用しております。なお、合併特例債の発行は、令和6年度をもって終了となっております。

繰入金については、公共施設整備基金及び振興基金等を繰り入れ、後年度の多様な財政需要に応えられるよう財政調整基金からの繰入れは控えております。

続いて、歳出について申し上げます。

一般会計については、「第3次美郷町総合計画」前期行動計画の着実な推進を意識した予算編成としております。

経常的経費については、平成26年度から継続して推進しております財政健全化の取組に加え、令和6年度に定めた経常的経費削減の取組に沿った予算編成に努めており、政策的経費については、子育て支援及び定住・移住支援の強化、産業振興の推進、教育環境の充実を意識した予算配分としております。

特別会計及び水道事業会計については、制度改正等の情報を的確に捉え、受益者負担の原則にのっとり、適正な予算計上に努めております。

国民健康保険特別会計については、被保険者数の推移に基づき、歳入の普通交付金等の公費及び歳出の事業費納付金や保険給付費等の動向を見通した予算編成としております。

下水道事業特別会計及び農業集落排水事業特別会計については、令和8年度からの公営企業会計適用に係る業務等を推進するほか、施設の適切な維持及び新規加入促進等を意識した予算編成としております。

後期高齢者医療特別会計については、被保険者数の推移に基づき、事業費負担金等の動向を見通した予算編成としております。

水道事業会計については、安全で安定した水道水を供給するため、施設の適切な維持等を基本にした予算編成としております。

こうして編成した4つの特別会計並びに水道事業会計の予算案は、国民健康保険特別会計が20億4,712万3,000円で令和6年度と比較して6.0%の減、下水道事業特別会計が2億4,713万2,000円で2.4%の増、農業集落排水事業特別会計が1億8,635万円で7.9%の増、後期高齢者医療特別会計が2億6,344万6,000円で3.0%の増、水道事業会計が9億1,437万3,000円で18.9%の増としております。

次に、第3次美郷町総合計画で定めるまちづくりの6つの目標ごとに、主な取組について申し

上げます。

目標1「快適で安心して暮らせるまち」についてですが、道路網整備の推進については、交差点改良工事1路線、歩道整備工事1路線、舗装補修工事8路線、道路側溝改修工事1路線及び橋梁補修設計2橋を実施し、令和6年度内に補正予算計上し、繰越明許している工事と併せ、計画的に整備してまいります。

河川環境整備の充実については、町管理の1河川の改修工事及び3河川のしゅんせつ工事を実施してまいります。

水道施設整備の推進については、老朽化が進んでいる六郷畑屋地区塚地域の配水管布設替え工事のほか、令和9年度以降に計画している千畑中央地区大坂地域の配水管布設替えに係る実施設計及び路線測量を実施してまいります。

下水道施設整備の推進については、適切な施設運営に努めるとともに、合併浄化槽設置への助成や下水道への加入促進を継続してまいります。

空き家対策の推進については、県及び近隣市とともに「空き家の無料相談会」を開催し、相続に関する相談や売却、賃貸等の活用方法、解体に係る町の補助金制度の周知等を行い、建物の管理者等に対して適正な管理を促してまいります。特に、危険空き家については、近隣住民に被害が及ばないように、所有者や管理者に適正な管理を指導、勧告し、それでもなお改善されない場合は、行政代執行を含め対応してまいります。

防災対策の充実については、近年発生している大規模地震や豪雨被害を教訓に、「美郷町地域防災計画」に基づき、避難生活物資や食料品等を計画的に備蓄するとともに、防災訓練の実施や防災協定締結先との連携強化を図ってまいります。

防火対策については、六郷畑屋地区塚地域の配水管布設替え工事に伴い、消火栓11基を更新し、防火能力の維持向上を図ってまいります。

道路除排雪の充実については、過年度の実績等を踏まえた除雪予算を計上し、効率的な除排雪作業を実施してまいります。

防犯対策の充実については、関係機関とのパトロールを実施した上で、防犯灯の設置を推進してまいります。

交通安全対策の推進については、交通事故抑制のための啓発看板の設置及びカーブミラーの設置、補修を継続してまいります。

水環境保全の充実については、植樹事業及び林道七滝山線整備工事を継続し、水源涵養保安林の多面的機能の維持増進や混交林化など、七滝山の利活用を推進してまいります。

脱炭素化の強化については、千畑なかよし園の照明、六郷温泉あったか山の外灯、美郷中学校の第1体育館及び敷地内駐車場等の照明のLED化を実施してまいります。また、ごみ減量リサイクル対策事業として、ペットボトル等のリサイクル、小型家電製品、蛍光灯及び乾電池等の回収に加え、大仙市及び大曲仙北広域市町村圏組合と連携し、廃プラスチックの分別収集を4月より本格実施するほか、令和3年度より休止しておりました古着・古布の回収を再開してまいります。

また、新たに日本航空株式会社が主体となって家庭用廃食油を回収し、持続可能な航空機燃料にリサイクルする「捨てる油で空をとぼう！プロジェクト」に参画し、町民に広く呼びかけることでごみの減量とともに、資源循環、環境保全を推進してまいります。

住宅リフォーム支援については、住環境の質のさらなる向上のため、補助対象工事費を50万円以上から20万円以上へと緩和するとともに、燃料高騰等の実態を踏まえ、補助率を15%とする省エネ・断熱化工事を新たに追加してまいります。

目標2「健康で元気に暮らせるまち」についてですが、結婚支援の推進については、新婚世帯における住宅の取得、賃借、リフォーム及び引っ越しに要する費用を助成する結婚新生活支援事業を継続してまいります。

出産・子育て支援の強化については、妊娠、出産から切れ目のない子育て支援を図るため、子ども家庭センターや要保護児童対策地域協議会を中心に関係機関と連携し、育児不安の軽減や子供の虐待予防に引き続き努めてまいります。

母子保健事業として、低所得世帯の妊婦を対象とした初回の産科受診料及び出産後の母子のケア、育児のサポート等を行う産後ケア施設の通所利用料を支援し、経済的な負担軽減と産後の心身の負担軽減を図ってまいります。

妊娠・出産・子育てへの支援については、町の出生祝金、国の出産・子育て応援金、県のあきた出産おめでとう給付金及び町の小中学校入学祝金を支給するとともに、小中学校の学校給食における食材費高騰分の支援を継続してまいります。また、新たに、小中学校の学校給食の米飯については、栄養価が高く、うまみ成分がより残っている胚芽米の令和7年11月からの提供に向け、準備を進めてまいります。

ゼロ歳から2歳までの保育料の無償化、子供を在宅で育児している保護者を対象とした在宅子育て支援給付金の支給を継続し、子育て世帯を支援してまいります。

経済的な理由により小中学校への就学が困難な児童生徒の保護者を対象とした就学援助費、特別支援学級に在籍する支給要件を満たす児童生徒の保護者を対象とした特別支援教育就学奨励費

を支給し、経済的負担の軽減を図ってまいります。

また、児童の保護者が疾病等の理由により家庭における児童の養育が一時的に困難になった場合に、児童養護施設等において一定期間養育する子育て短期支援事業を継続してまいります。

子ども子育て支援拠点施設整備については、施設の本体工事及び外構工事の実施並びに玩具や遊具等の備品購入を行い、令和8年度のオープンに向け取り組んでまいります。

認定こども園の環境整備については、仙南すこやか園厨房のエアコン設置のほか、野外遊具の整備等を実施してまいります。

健康づくりの充実については、認定こども園及び小中学校と連携した「運動・休養・栄養」を意識した取組を継続するとともに、成人を対象とし11年目となる「ぐっと楽運動教室」は、名称を「ぐっと楽健康教室」に改め、幼児から高齢者まで一貫した取組を推進してまいります。

こころの健康づくり事業として、第2期美郷町自殺対策計画に基づき、児童生徒を対象としたSOSの出し方に関する研修会のほか、ゲートキーパー養成研修等により、支援へとつなげる体制づくりを継続してまいります。

子どもの健康づくり・食育推進事業として、食を通した心身の健康づくりを推進するため、第5期美郷町食育推進計画を策定してまいります。

また、胃がんの早期発見、早期治療の促進により、胃がん死亡率の減少につなげるため、これまでの胃バリウム検診に加え、50歳代の奇数年齢を対象とした胃内視鏡検診に助成してまいります。

高齢者支援の強化については、65歳以上の町民に温泉施設利用料、はり・きゅう・マッサージ施術費及び一般タクシー・バス料金の共通助成券を給付するシニア元いきいき支援事業を継続し、多くの方の外出機会の拡大につながるよう支援するとともに、軽度生活支援として、家周りの手入れ、除雪等の支援を継続してまいります。

障がい者支援の強化については、第3期美郷町障害者計画、第7期美郷町障害福祉計画及び第3期美郷町障害児福祉計画に基づき、障害のある方が安心して生活できるよう、各種障害福祉サービス等の周知と支援を継続してまいります。また、一部の公共施設使用料の割引や手帳所持には至らない軽度・中等度の難聴者に対する補聴器購入費助成事業の継続など、幅広い施策を推進してまいります。

認知症対策の充実については、美郷町高齢者福祉計画に基づき、認知症予防を目的とした講演会等を開催するほか、認知症サポーター養成講座を開催し、正しい知識と適切な対応方法について理解を深めるとともに、認知症カフェの運営を支援し、誰もが相談しやすく、集いやすい場を

提供できるよう努めてまいります。

また、第3期美郷町地域福祉計画、第4期美郷町地域福祉活動計画に基づき、地域福祉の推進に向けた各種施策を推進するとともに、地域計画を策定してまいります。

目標3「豊かな心と人材を育てるまち」についてですが、学力向上対策の推進については、学力・学習状況調査等の分析結果に基づく授業改善や研修会等の継続と充実により、教師の指導力向上を図り、児童生徒の学びを充実させてまいります。また、新聞を活用し、学習意欲や読解力を伸ばす教育を推進してまいります。

I C Tを活用した教育の推進については、仙南小学校をモデル校とした県のI C Tを活用した授業力向上事業を有効に活用することで研究を深め、協力校であるほかの3校へも効果を広げ、児童生徒の確かな学力の育成を目指してまいります。また、児童生徒及び指導者用タブレット端末並びに校務用サーバーを更新し、I C T機器の効果的な活用を図ってまいります。

ふるさと教育・キャリア教育の強化については、小学校3・4年生を対象とした社会科副読本「わたしたちの美郷町」を改訂するとともに、幼児及び小学校低学年向けに制作した美郷オリジナル絵本「ミサトとセッカのだいぼうけん」並びに小学校5・6年生と中学生を対象とした学習教材「ふるさと美郷は宝箱」を活用し、ふるさとを学びの場とした美郷ふるさと活動を推進してまいります。

地域と連携した教育の推進については、地域と共にある学校づくりを目指して、六郷小学校に学校評議員や地域学校協働活動推進員等を委員とする学校運営協議会を設置し、地域ぐるみで子供たちを育むコミュニティースクールに取り組んでまいります。

豊かな心と感性・創造力育成の推進については、道徳教育の充実や小中学生を対象としたコミュニケーション教室を実施するとともに、「鴻鵠の志」育成基金を活用して、小学校6年生と中学生を対象とした講演会の開催や自由研究コンテストで優秀な成績を収めた児童生徒に対する研修機会の提供を継続してまいります。

国際教育の推進については、認定こども園の園児及び小中学校の児童生徒と外国語指導助手や、国際教養大学の留学生との交流事業を継続してまいります。

中学校における部活動の地域移行については、町内スポーツ団体や中学校、保護者等を委員に令和6年度に設置した美郷町部活動地域移行協議会や個別のスポーツ団体等との協議を継続し、実施可能な部活動からの地域移行を進め、子供たちがスポーツ、文化芸術活動に継続して親しむことができる環境づくりに取り組んでまいります。

芸術・文化活動の強化については、東京都大田区との友好都市提携20周年及び栃木県那珂川町

との防災協定10周年を記念し、川瀬巴水や歌川広重の浮世絵版画展を開催するとともに、自衛隊コンサートを開催いたします。

野外芸術空間創出事業については、美郷町野外芸術空間創出事業第1期基本計画に基づき、中央公園に第1作目の彫刻等を設置するとともに、第2作目の制作者の選定を行ってまいります。

「美郷の四季」絵画制作プロジェクト事業については、美郷の四季それぞれに実在する景観をモチーフに、町にゆかりのある3名の画家に制作依頼し、令和7年度は春の作品を制作していただきます。また、新たに町が保管する貴重な所蔵品をまとめた図録を刊行いたします。

成人教育については、各界の第一線で活躍されている方々を講師に迎え、美郷カレッジを継続してまいります。

民俗文化財の継承については、国指定重要無形民俗文化財「六郷のカマクラ」及び「わら文化」の後継者育成に活用する映像資料の令和7年度内の完成を目指してまいります。

生涯スポーツの充実については、ヨネックス株式会社のご協力による中学生を対象としたバドミントン教室やソフトテニスクリニック、株式会社モンベルのご協力による真昼岳登山教室を継続してまいります。

教育施設的环境整備については、千畑小学校及び六郷小学校の体育館放送設備の更新、美郷中学校体育館の遠赤外線暖房機等の改修に係る設計業務を実施してまいります。

学校給食センターでは、北給食センター及び南給食センターのボイラー更新のほか、南給食センター空調及び床暖房の設備改修を実施してまいります。

社会体育施設及び社会体育施設では、施設の利用状況等を踏まえ、効率的な施設運営を図るため、管理体制の見直しを行ってまいります。

目標4「働く喜びと活力があふれるまち」についてですが、営農形態の強化と生産性の向上については、農業経営の複合化等に要する機械等の導入支援を継続するとともに、美郷推進作物及び美郷ブランド作物の新規作付規模拡大に取り組む経営体に対して、ソフト・ハード両面から支援してまいります。また、園芸等メガ団地整備事業として、シイタケ及びサツマイモのメガ団地の整備を支援し、大規模経営体の育成を図ってまいります。

I C Tを活用した農作業の効率化や省力化を図るため、新たにスマート農機や自動操舵システムの導入及びR T K基地局のライセンス料への助成により、規模拡大を目指す担い手を支援するとともに、R T K基地局の利活用を推進してまいります。

水稻については、サキホコレの作付に係る経費への助成を継続し、作付農家を支援してまいります。

薬用植物については、作付並びに出荷拡大の支援を継続し、キキョウやエイジツの増産に向けて取り組むとともに、カンゾウの本格栽培に着手し、令和8年度の出荷を目指してまいります。

また、薬樹の森健康公園の基盤整備工事を実施し、園内薬樹の生育不良の解消を図ってまいります。

6次産業化については、6次産業化推進事業等による加工販売に要する機械等の導入支援を継続してまいります。

生産基盤の整備については、継続地区である金沢、鏑田南谷地、明田地野際、及び太田南部地区に加え、大坂善知鳥地区の整備を支援するほか、新規採択を目指す六郷西部第二地区及び第二暁雨池地区の取組を支援してまいります。

担い手確保の推進については、営農継続支援事業を継続し、農業従事者の確保を図るとともに、就農前の農業研修による技術習得や新規就農者の早期の経営確立を支援してまいります。

雇用拡大及び定着に取り組む農業法人に対して、就業条件整備の取組を支援してまいります。

地域循環型農業の推進については、美郷町堆肥センターのストックマネジメントにより、老朽化した堆肥袋詰め機の更新等を実施してまいります。また、堆肥「美郷の大地」を活用した土づくりへの支援として、循環型農業土づくり応援事業や産地パワーアップ土づくり事業を継続してまいります。

商業振興の推進については、町内特産品の新たな開発への助成やパッケージデザインなどの商品宣伝資材の磨き上げへの助成、さらに、美郷ブランド認定による付加価値の提供や美郷雪華を活用した商品開発への協力を通して新たな商業振興のきっかけを提供してまいります。

空き物件を活用した商業振興については、これらを活用する事業者に対する支援を継続し、町内空き物件の解消及び出店を促進してまいります。

企業支援については、美郷町中小企業振興条例に基づき、生産性向上に資する設備投資への奨励金の交付、経営安定に資する保証料や利子補給及び起業者に対する支援を継続してまいります。

加えて、エネルギー価格高騰対策として、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用した省エネルギー設備への更新に要する経費の助成により、ランニングコスト削減への取組を支援してまいります。

就業支援の充実については、就業等に有利となる資格や技術を習得した町民及び町民を雇用した町内事業者に対する支援を継続してまいります。

目標5「賑わいで活気があふれるまち」についてですが、定住・移住支援の強化については、美郷暮らし促進奨励金の交付による支援を継続するとともに、旧六郷わくわく園跡地等の宅地造

成工事を実施し、令和8年度からの分譲開始を目指してまいります。

また、移住・定住につながる機会の創出については、移住コンシェルジュとしての地域おこし協力隊による新たな関係人口の創出、町の魅力や移住支援制度の情報の県内外への発信により、移住者の増加につなげてまいります。

空き家の利活用については、空き家バンク登録物件への成約奨励金を交付するほか、空き家等を活用した賃貸住宅等の整備への支援を継続することで、未利用資産の活用につなげてまいります。

体験型・滞在型観光の充実については、トレッキングやサイクリング、カヌー、カヤック等のアウトドア環境が整ったことを受け、令和7年度はネイチャーガイドを活用するとともに、アウトドア観光コーディネーターとしての地域おこし協力隊によるアウトドアイベントの開催等により、さらなる集客強化につなげてまいります。

観光施策については、平成31年度から7年間の取組を示した美郷町観光振興計画の最終年度となるため、これまでの実績や情勢の変化を踏まえ、新たな計画を策定してまいります。

六郷湧水群を中心とした清水や美郷町ラベンダー園、六郷のカマクラ行事など、地域を代表する観光資源のほか、名水市場湧太郎や清水の学習・案内所等の観光拠点施設について、SNS等を活用したPRを強化し、より一層の誘客に努めてまいります。

観光施設については、利用実態が少ない公衆トイレを休止するとともに、休止後の利活用を検討してまいります。また、雁の里山本公園ふれあいの森キャンプ場は、近隣施設の状況を踏まえ、供用日時を早めるとともに、使用料を改定いたします。

企業・都市交流の推進については、これまでの連携企業、関係自治体等との取組をベースに、日本航空株式会社との交流に当たっては、美郷町都市農村交流推進協議会と連携し、農業体験を通じた交流、連携の発展に取り組んでまいります。

国際交流の推進については、タイ王国ノンタブリー県第一初等教育局との教育交流協定に基づき、アニューラチャプラシット校と美郷中学校との相互訪問交流を継続してまいります。なお、現協定期間が令和8年2月5日までとなっていることから、タイ王国ノンタブリー県第一初等教育局を訪問し、今後の交流の充実を見据えて協定を締結してまいります。

目標6「質の高い行政経営を進めるまち」についてですが、住民参加の促進については、自治会が行うイベント等の地域づくり活動及び地域の集会施設等の整備への支援を継続してまいります。新たにテレビのデータ放送を利用した「美郷町テレビ回覧板」の運用を開始するとともに、町公式ホームページの改修により、町政情報発信の充実にも努めてまいります。

行政サービスの向上については、「美郷町DX推進基本計画」に基づき、DXによる窓口業務の改善を通じ、住民の利便性向上と業務効率を図る「みさと版フロントヤード改革」を推進してまいります。

令和6年度に導入した公共施設予約システムについては、指定管理施設である住民活動センター、屋内スポーツ館、歴史民俗資料館、雁の里山本公園ふれあいの森キャンプ場及び名水市場湧太郎を対象に拡大し、行政サービスの向上を図ってまいります。

住民基本台帳や税務など、基幹業務に係る電算システムについては、デジタル庁が整備するガバメントクラウドに移行し、業務の効率化やデータ連携の円滑化を図ってまいります。

堅実な行財政運営の推進については、「美郷町公共施設等最適化実施計画」に基づき、旧南行政センターを書類等保管施設として使用するため、今後の公文書の保存、管理に関する取組方針を策定し、公文書館としての整備を検討してまいります。

旧志ら梅酒造跡地の利活用については、株式会社秋田銀行から令和6年1月に美郷支店の新店舗用地としての借入申出を受け、同年2月1日付で承諾しております。今後移転計画との調整が必要であることから、令和7年下期に共同でプロジェクトチームを設置し、跡地の有効活用及び空間整備に向けた検討を進めてまいります。

財政運営については、歳入の確保や経常的経費の削減等の取組をさらに推進し、財政健全化を意識した予算執行に努めてまいります。

以上、令和7年度の町政推進の基本的な考えや主な施策等について申し上げます。

現在、物価高騰など、生活を取り巻く諸環境が変化しておりますが、令和7年度も引き続き、私を含む全職員がこうした状況を踏まえつつ、行政機関としてなすべきことに意識を高く持ちながら、町民が美郷町での生活に幸せ感を持ち続けることができるよう、そして、町民一人一人が誇りを持って語れる町となるよう努力を重ねてまいります。

町民各位には、こうした考え方にご理解とご協力をいただけますようお願い申し上げますとともに、議員各位には、引き続き一体となってまちづくりに邁進していただきますようお願い申し上げます。施政方針といたします。

◎陳情第46号の上程、委員会付託

○議長（森元淑雄） 日程第5、陳情第46号 「選択的夫婦別姓制度の導入を求める意見書」採択に関する陳情書を上程し、議題といたします。

陳情書の朗読は省略いたします。

お諮りします。この陳情については、総務産業常任委員会に審査を付託したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(森元淑雄) 異議なしと認め、陳情第46号については総務産業常任委員会に審査を付託することに決定いたしました。

◎陳情第47号の上程、委員会付託

○議長(森元淑雄) 日程第6、陳情第47号 「最低賃金法の改正と中小企業支援の拡充を求める意見書」の採択を求める陳情書を上程し、議題といたします。

陳情書の朗読は省略いたします。

お諮りします。この陳情については、総務産業常任委員会に審査を付託したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(森元淑雄) 異議なしと認め、陳情第47号については総務産業常任委員会に審査を付託することに決定いたしました。

◎発議第1号の上程、説明、質疑、討論、表決

○議長(森元淑雄) 日程第7、発議第1号 美郷町議会の個人情報の保護に関する条例の一部改正についてを上程いたします。

発議案の朗読は省略いたします。

お諮りします。ただいまの発議については、会議規則第39条第3項の規定により、説明を省略し、質疑、討論も省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(森元淑雄) 異議なしと認めます。

発議第1号について、これより採決いたします。

お諮りします。本案を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(森元淑雄) 異議なしと認めます。よって、発議第1号 美郷町議会の個人情報の保護に

関する条例の一部改正については、原案のとおり可決しました。

◎議案第4号の上程、説明

○議長（森元淑雄） 日程第8、議案第4号 町道の認定についてを上程いたします。

提案理由並びに内容の説明を求めます。建設課長。

○建設課長（高橋博和） 議案第4号について説明をいたします。

議案書は5ページ及び6ページです。

認定する路線の位置につきましては、議案資料集6ページから7ページに記載しておりますので、併せてご覧ください。

宅地造成に伴い民間が整備した道路について、条件を満たして受納の決定をしたものが琴平西2号線です。

県道の区域変更に伴って集落内の旧道を町が引き継ぐことについて、県との協議が整ったため町道とするものが上四ツ谷10号線です。

計2路線について、道路認定の議決を求めるものであります。

議案第4号の説明は以上です。

○議長（森元淑雄） これで議案第4号の説明が終わりました。

説明途中ですが、ここで10分間休憩いたします。

（午前11時00分）

（午前11時10分）

○議長（森元淑雄） 休憩前に引き続き会議を再開します。

◎議案第5号の上程、説明

○議長（森元淑雄） 日程第9、議案第5号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてを上程いたします。

提案理由並びに内容の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（武田浩之） 議案第5号についてご説明します。

提案理由ですが、刑法等の一部を改正する法律の施行に伴い関係条例の所要の規定を改正した

く提案するものです。

改正条文は8、9ページにありますが、新旧対照表によりご説明しますので、議案資料集8ページを併せてご覧ください。

令和4年6月に刑法等の一部を改正する法律が公布され、刑法における刑罰のうち「懲役」及び「禁固」が廃止され、新たに「拘禁刑」を設けて単一化する改正が行われたことから、「懲役」及び「禁固」の字句を規定している町条例について条文の整理を図るものです。

第1条による改正ですが、美郷町一般職の職員の給与に関する条例について、期末手当の支給制限や支給差止めの要件を規定した第23条及び第24条の「禁固」を「拘禁刑」に改めるものです。

第2条による改正ですが、美郷町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例について欠格事項を規定した第5条の「禁固」を「拘禁刑」に改めるものです。

第3条による改正ですが、美郷町ラブホテル等建築規制条例について罰則を規定した第5条の「懲役」を「拘禁刑」に改めるものです。

議案の8ページに戻っていただき、附則ですが、この条例は令和7年6月1日から施行するものとし、以降の附則において本条例の施行前に行った行為に対する罰則の適用等に関する経過措置を規定しております。

議案第5号の説明は以上です。

○議長（森元淑雄） これで議案第5号の説明が終わりました。

◎議案第6号の上程、説明

○議長（森元淑雄） 日程第10、議案第6号 美郷町職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例及び美郷町職員の育児休業等に関する条例の一部改正についてを上程いたします。

提案理由並びに内容の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（武田浩之） 議案第6号についてご説明します。

提案理由ですが、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び次世代育成支援対策推進法の一部を改正する法律の施行に伴い、所要の規定を改正したく提案するものです。

改正条文は12、13ページにありますが、新旧対照表によりご説明しますので、議案資料集10ページを併せてご覧ください。

第1条による改正ですが、美郷町職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例について、育児

または介護を行う職員の、深夜勤務及び時間外勤務の制限を規定した第8条の3第2項中、対象となる子の範囲を「3歳に満たない子」から「小学校就学の始期に達するまでの子」に改めるものです。

また、第4項は条文整理のための改正となります。

11ページをお願いします。

介護休暇を規定した第17条は、対象者を「配偶者等」と定義規定するものです。

第18条の2及び第18条の3は、仕事と介護の両立支援制度を利用しやすい職場づくりのために、配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確認等や勤務環境の整備に関する措置を規定するものです。

12ページをお願いします。

第2条による改正ですが、美郷町職員の育児休業等に関する条例について、非常勤職員に対する部分休業の承認を規定した第20条第3項は、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律からの引用規定があり、法改正に伴う条ずれを改正するものです。

また、部分休業をしている職員の給与の取扱いを規定した第21条は、美郷町一般職の職員の給与に関する条例下の引用条文の条ずれを改正するものです。

議案の13ページに戻っていただき、附則ですが、この条例は令和7年4月1日から施行するものとし、以降の附則において条例改正に伴う経過措置等を規定しております。

議案第6号の説明は以上です。

○議長（森元淑雄） これで議案第6号の説明が終わりました。

◎議案第7号の上程、説明

○議長（森元淑雄） 日程第11、議案第7号 美郷町町長及び副町長の給与及び旅費に関する条例及び美郷町職員等の旅費に関する条例の一部改正についてを上程いたします。

提案理由並びに内容の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（武田浩之） 議案第7号についてご説明します。

提案理由ですが、国家公務員等の旅費に関する法律の一部を改正する法律及び国家公務員等の旅費支給規定の一部を改正する省令の施行に伴い、所要の規定を改正したく提案するものです。

改正条文は16、17ページにあります。新旧対照表によりご説明しますので、議案資料集13ページを併せてご覧ください。

今回の改正では、国家公務員の旅費制度の見直し内容を踏まえ、地方公共団体の財政面や事務手続などの影響を考慮し、県及び県内市町村と同様に、改正法施行前の内容を引き続き適用する改正となります。

第1条による改正ですが、美郷町町長及び副町長の給与及び旅費に関する条例について、内国旅行の旅費の種類を規定した別表第1備考欄の旅費地の区分について、「宿泊料の欄中甲地方とは、国家公務員等の旅費に関する法律の一部を改正する法律による改正前の国家公務員等の旅費に関する法律別表第1の1の備考に定める甲地方の地域をいい、乙地方とは、その他の地域をいう。固定宿泊施設に宿泊しない場合には、乙地方に宿泊したものとみなす」と改めるものです。

また、外国旅行の旅費の種類を規定した別表第2備考欄の旅費地の区分について、1「指定都市とは、国家公務員等の旅費支給規定の一部を改正する省令による改正前の国家公務員等の旅費支給規定で定める都市の地域をいい、甲地方とは、北米地域、欧州地域及び大洋州地域として同省令で定める地域のうち指定都市以外の地域をいい、乙地方とは、指定都市及び甲地方の地域以外の地域（本邦を除く。）をいう」と改めるものです。

第2条による改正ですが、美郷町職員等の旅費に関する条例について、別表第1は内国旅行、別表第2は外国旅行の旅費の種類を規定しており、第1条と同様の改正になります。

議案の17ページに戻っていただき、附則ですが、この条例は令和7年4月1日から施行するものです。

議案第7号の説明は以上です。

○議長（森元淑雄） これで、議案第7号の説明が終わりました。

◎議案第8号から議案第10号の上程、説明

○議長（森元淑雄） 日程第12、議案第8号 美郷町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正についてと日程第13、議案第9号 美郷町単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部改正について及び日程第14、議案第10号 美郷町水道事業に従事する職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正についての3件は関連がありますので、会議規則第37条の規定により一括議題として上程したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（森元淑雄） 異議なしと認め、一括議題として上程いたします。

提案理由並びに内容の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（武田浩之） 議案第8号から第10号について、一括してご説明します。

はじめに、議案第8号の提案理由ですが、令和6年度の秋田県人事委員会勧告に基づき、職員の給料月額、扶養手当、通勤手当等に関する規定を改正する必要があるため提案するものです。

改正条文は20ページから、新旧対照表は議案資料集の16ページからですが、15ページの関連資料にてご説明します。

秋田県人事委員会勧告の概要ですが、令和7年度の給与改定として、給与制度のアップデートに準じた給与制度の整備を行うものです。

主な内容として、（1）の給料表の構造の見直し、（2）の扶養手当の見直し、（3）の通勤手当の見直し、（4）の再任用職員への手当支給の拡大になります。

下の枠内の改正の概要ですが、1の（1）の給料表の構造の見直しは、3級以上の初号の給料月額を引き上げるものです。

（2）の扶養手当は、所要の経過措置により配偶者に係る手当を廃止し、子に係る手当を「1万円」から「1万3,000円」に引き上げるものです。

（3）の通勤手当は、1月当たりの支給限度額について1月当たり「5万5,000円」から特急料金、高速料金分を合わせて「15万円」に引き上げるものです。

（4）の再任用職員への手当支給の拡大は、地域手当、住居手当及び寒冷地手当を新たに支給するものです。

（5）のその他の改正ですが、地域手当の級地区分等を国に準じて見直しをするとともに、管理職員特別勤務手当の支給対象時間帯について、現行の「午前0時から午前5時まで」を「午後10時からと期日の午前5時まで」に拡大するものです。

（1）から（5）までにつきましては、議案改正条文の附則にて、この条例は令和7年4月1日から施行するものとし、以降の附則において、条例改正に伴う経過措置等を規定しております。

議案第8号の説明は以上になります。

次に、議案第9号についてご説明します。

提案理由ですが、美郷町単純な労務に雇用される職員について、支給する給与の種類に関する規定を改正する必要があるため提案するものです。

改正条文は36ページにありますが、新旧対照表によりご説明しますので、議案資料集22ページを併せてご覧ください。

改正内容ですが、給与の種類を規定した第2条第3項は、議案第8号でご説明した再任用職員への手当支給の拡大に伴う改正になります。

議案の36ページに戻っていただき、附則ですが、この条例は令和7年4月1日から施行するものとし、以降の附則において、条例改正に伴う経過措置等を規定しております。

議案第9号の説明は以上になります。

最後に、議案第10号についてご説明します。

提案理由ですが、美郷町水道事業に従事する職員について、扶養手当及び通勤手当等に関する規定を改正する必要があるため提案するものです。

改正条文は38、39ページにありますが、新旧対照表によりご説明しますので、議案資料集の23ページを併せてご覧ください。

改正内容ですが、第5条は議案第8号でご説明した扶養手当の見直し、第8条は通勤手当の見直し、第23条は再任用職員への手当支給の拡大に伴う改正になります。

議案の38ページに戻っていただき、附則ですが、この条例は令和7年4月1日から施行するものとし、以後の附則において条例改正に伴う経過措置等を規定しております。

議案第10号の説明は以上になります。

○議長（森元淑雄） これですべての議案第8号から議案第10号までの説明が終わりました。

◎議案第11号の上程、説明

○議長（森元淑雄） 日程第15、議案第11号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正についてを上程いたします。

提案理由並びに内容の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（武田浩之） 議案第11号についてご説明します。

提案理由ですが、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律の施行に伴い、所要の規定を改正したく提案するものです。

改正条文は42ページにありますが、新旧対照表によりご説明しますので、議案資料集25ページを併せてご覧ください。

本条例の用語の意味を規定した第2条については、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律からの引用規定があり、同法との整合を図るために、今回の法改正に伴う項ずれを改正するものです。

議案の42ページへ戻っていただき、附則ですが、この条例は令和7年4月1日から施行するものです。

議案第11号の説明は以上です。

○議長（森元淑雄） これで議案第11号の説明が終わりました。

◎議案第12号の上程、説明

○議長（森元淑雄） 日程第16、議案第12号 督促手数料の廃止に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてを上程いたします。

提案理由並びに内容の説明を求めます。税務課長。

○税務課長（小田長光仁） 議案第12号についてご説明いたします。

議案43ページをご覧ください。

督促手数料の廃止に伴い、関係条例の所要の規定を改正したく提案するものです。

まず、督促手数料廃止の理由ですが、現在町税を納付する場合は、納付書にあらかじめ印刷されたバーコードやQRコードの情報を読み込んだ上で、金融機関やコンビニ、スマホアプリなどで納税いただいております。

このため、従前のように、100円と手書きで追記して督促手数料を納付いただきことができなくなっておりますので、督促手数料を記載し、その情報をコード化して印刷した新たな納付書を督促状と併せて送付する必要が生じております。

こうしたことから、納税者のお手元には2種類の納付書が存在することになり、結果として年間100件程度までの二重納付が増加しております。

二重納付となった場合は、当然に還付手続が必要となり、その事務作業のほか、還付の際の振込手数料も発生してしまいます。

こうした現状を改善するために、県内の6市町では既に督促手数料の徴収を廃止しており、さらに、3市が廃止を予定しているとのことでしたので、当町でも廃止してはどうかと考えたところでした。

議案資料集26ページをご覧ください。

第1条は、美郷町税条例の一部の改正ですが、第21条の督促手数料に関する規定を削除とし、これに伴う所要の規定を整理したものです。

第2条の美郷町諸収入金の督促手数料及び延滞金の徴収に関する条例の一部改正ですが、第4

条の督促手数料に関する規定を削り、これに伴う題名の改正など、所要の規定を整理したものです。

第3条の美郷町後期高齢者医療に関する条例の一部改正ですが、5条の保険料の督促手数料に関する規定を削り、これに伴う所要の規定を整理したものです。

第4条の美郷町農業集落排水施設の使用及び管理に関する条例の一部改正ですが、15条の見出し及び同条第2項の「手数料」の文言を削り、さらに、引用する条例の題名の改正に伴い整理したものです。

第5条の美郷町営住宅条例の一部改正ですが、引用する条例の題名の改正による整理です。

第6条の美郷町下水道条例の一部改正は、引用する条例の題名の改正によるもののほか、所要の規定を整理したものです。

第7条の美郷町公共下水道受益者負担金に関する条例の一部改正は、引用する条例の題名の改正による整理です。

議案45ページをご覧ください。

下段の附則第1項は、この条例の施行期日を令和7年4月1日とするもので、次の議案46ページの附則第2項は、施行期日前に発した督促状に係る督促手数料は従前の例によることとする経過措置を規定したものです。

以上で説明を終わります。

○議長（森元淑雄） これで議案第12号の説明が終わりました。

◎議案第13号の上程、説明

○議長（森元淑雄） 日程第17、議案第13号 美郷町税条例の一部改正についてを上程いたします。

提案理由並びに内容の説明を求めます。税務課長。

○税務課長（小田長光仁） 議案第13号についてご説明いたします。

議案47ページをご覧ください。

情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律第3条の規定による行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、いわゆるマイナンバー法の一部改正の施行期日が政令により、令和7年4月1日とされたことに伴い所要の規定を改正するものです。

今回のマイナンバー法の一部改正により、法人番号の定義規定が第20条第15項から第20条第16項に繰り下げられました。

議案資料集30、31ページをご覧ください。

美郷町税条例において、この法人番号の定義規定が第35条の2第10項、第61条の2第1項第1号、第85条第2項第2号及び第114条第1号において引用されていることから、これらの項ずれを解消したものです。

議案48ページをご覧ください。

附則により、この条例の施行期日は令和7年4月1日としております。

以上で説明を終わります。

○議長（森元淑雄） これで議案第13号の説明が終わりました。

◎議案第14号の上程、説明

○議長（森元淑雄） 日程第18、議案第14号 美郷町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを上程いたします。

提案理由並びに内容の説明を求めます。こども子育て課長。

○こども子育て課長（高橋 勉） 議案第14号についてご説明いたします。

提案理由ですが、子ども・子育て支援法施行規則等の一部を改正する内閣府令の施行に伴い、国の基準を準用しております美郷町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正したく提案するものです。

改正条文は議案50ページ以降に記載しておりますが、新旧対照表も用いてご説明いたしますので、議案資料集32ページも併せてお願いいたします。

今回の改正は、1つ目として、保育の内容に関する支援に係る連携施設の確保の特例を新設し、町長が特定地域型保育事業者、いわゆる小規模事業者または家庭的保育事業者などによる保育内容に関する支援に係る連携施設、例として、認定こども園などの確保が著しく困難と認める場合であって、特定地域型保育事業者が保育内容支援連携協力者として小規模保育事業者などを確保すること、その他所定の要件の全てを満たすと認めるときには、当該連携施設として認定こども園などを確保しないことができるものにするもの。

2つ目として、代替保育の提供に係る連携施設の確保の特例の要件を緩和し、町長が特定地域型保育事業者による代替保育連携協力者の確保の促進のために必要な措置を講じてもおその確

保が著しく困難である場合にも、当該連携施設を確保しないことができるようにするもの。

3つ目として、附則中の連携施設を確保しないことを認める経過措置の有効期限を5年間延長するものとなっております。

新旧対照表中第37条では、参照例規を改めるもので、資料集33ページの中段、第42条第2項において、保育内容支援に係る連携施設として、保育内容支援連携協力者の追加、第3項では、保育内容支援連携協力者を記載し、第4項において、代替保育の提供に係る連携施設の確保の特例要件を緩和しております。

資料集34ページの下段、附則におきまして、連携施設に関する経過措置として、第5項中において、「10」を「15」と改めております。

議案51ページへお戻り願います。

附則でございますが、本条例の施行期日は令和7年4月1日としております。

説明は以上です。

○議長（森元淑雄） これでは議案第14号の説明が終わりました。

◎議案第15号の上程、説明

○議長（森元淑雄） 日程第19、議案第15号 美郷町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを上程いたします。

提案理由並びに内容の説明を求めます。こども子育て課長。

○こども子育て課長（高橋 勉） 議案第15号についてご説明いたします。

提案理由ですが、子ども・子育て支援法施行規則等の一部を改正する内閣府令及び児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する内閣府令の施行に伴い、国の基準を準用しております、美郷町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正したく提案するものです。

改正条文は議案54ページ以降に記載しておりますが、新旧対照表も用いてご説明いたしますので、議案資料集35ページも併せてお願いいたします。

今回の改正は、先ほど議案第14号でご説明いたしました改正内容に加え、栄養士法が改正され、栄養士免許を取得せずとも管理栄養士となることが可能となったことに伴い、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部改正により、栄養士の配置等を求めている部分につき、管理栄養士を追加するものでございます。

新旧対照表中、資料集36ページ、上段の第6条第2項において、保育内容支援に係る連携施設として、保育内容支援連携協力者の追加、第3項において、保育内容支援連携協力者の記載、第4項において、代替保育の提供に係る連携施設の確保の特例要件を緩和しております。

資料集37ページ、中段、第16条第1項第2号中、「栄養士」の次に「又は管理栄養士」を加えております。

附則におきまして、連携施設に関する経過措置として、第3項中において、資料集38ページ、中段「10」を「15」と改めております。

議案55ページへお戻り願います。

附則でございますが、本条例の施行期日は令和7年4月1日としております。

説明は以上です。

○議長（森元淑雄） これで議案第15号の説明が終わりました。

◎議案第16号の上程、説明

○議長（森元淑雄） 日程第20、議案第16号 美郷町下水道事業特別会計への繰入額についてを上程いたします。

提案理由並びに内容の説明を求めます。建設課長。

○建設課長（高橋博和） 議案第16号について説明をいたします。

議案書は57ページです。

提案理由ですが、美郷町下水道事業の円滑な推進を図るため、一般会計から2億2,000万円以内の金額を繰入れし、議決を求めるものであります。

議案第16号の説明は以上です。

○議長（森元淑雄） これで議案第16号の説明が終わりました。

◎議案第17号の上程、説明

○議長（森元淑雄） 日程第21、議案第17号 美郷町農業集落排水事業特別会計への繰入額についてを上程いたします。

提案理由並びに内容の説明を求めます。建設課長。

○建設課長（高橋博和） 議案第17号について説明をいたします。

議案書は59ページです。

提案理由ですが、美郷町農業集落排水事業の円滑な推進を図るため、一般会計から1億6,000万円以内の金額を繰入れしたく、議決を求めるものであります。

議案第17号の説明は以上です。

○議長（森元淑雄） これで議案第17号の説明が終わりました。

◎議案第18号の上程、説明

○議長（森元淑雄） 日程第22、議案第18号 令和6年度美郷町一般会計補正予算第15号を上程いたします。

提案理由並びに内容の説明を求めます。企画財政課長から順次説明願います。

○企画財政課長（深澤文仁） 議案第18号についてご説明します。

今回の補正内容ですが、歳入歳出予算の総額に2億5,008万1,000円を追加する件、繰越明許費の追加15件及び変更2件、債務負担行為の追加1件及び廃止1件、地方債の追加1件及び変更4件です。

はじめに、67ページの第2表繰越明許費補正をご説明します。

はじめに、繰越明許費を追加する事業ですが、2款1項エネルギー・食料品等価格高騰支援事業は、住民税非課税世帯への給付金及び子育て世帯への加算分について、年度内の完了が見込めないこと及び定額減税となる徴税給付の不足額給付の財源として繰り越すものです。

次に、3款2項子ども・子育て支援拠点施設整備事業は、当該施設の駐車場整備箇所のアスベスト除去工事が積雪により実施できないことにより、年度内の完了が見込めないことから繰り越すものです。

次に、6款1項6次産業化推進事業は、県補助事業の6次産業化施設緊急整備事業に係る補助金で、県が繰越明許費を設定することに伴い、繰り越すものです。

次に、生産力強化支援事業は、県補助事業の化学肥料低減機械等導入支援事業に係る補助金で、県が繰越明許費を設定することに伴い繰り越すものです。

次に、施設園芸等燃油支援事業は、県補助事業のあきたの園芸省エネ化支援事業に係る補助金で、県が繰越明許費を設定することに伴い繰り越すものです。

次に、農業経営等復旧継続支援対策事業は、県補助事業の農業経営等復旧継続支援対策事業で、種子購入に対する助成分について購入費が確定せず、年度内の完了が見込めないことから繰り越すものです。

次に、圃場整備支援事業は、県営基盤整備事業の明田地野際地区、金沢地区、鍮田南谷地地区及び太田南部地区に対する負担金で、国の補正予算による事業費の増額により年度内の完了が見込めず、県が繰越明許費を設定することに伴い繰り越すものです。

次に、土地改良事業団体補助費は、かんがい排水事業の下堰・三百石堰地区、ため池等整備事業の金沢4地区及び金沢9地区に係る県営事業費負担金で、国の補正予算による事業費の増額により、年度内の完了が見込めず、県が繰越明許費を設定することに伴い繰り越すものです。

次に、6款2項林道整備事業は、林道七滝山線整備工事について、3度の入札不調とそれに伴う設計内容の変更等により、年度内の完了が見込めないことから繰り越すものです。

次に、8款2項建設課総務費は、未登記案件の相続登記に不測の日数を要するため、年度内の完了が見込めないことから繰り越すものです。

次に、道路交通安全施設等整備事業は、作山・南明田地線歩道整備について、相手方との用地交渉等に不測の日数を要するため、年度内の完了が見込めないことから繰り越すものです。

次に、社会資本舗装補修工事業は、下畑屋・外川原線、大坂・黒沢線及び米ノロ・老形線について、国の補正予算による事業費の増額等により、年度内の完了が見込めないことから繰り越すものです。

次に、道路メンテナンス事業は、向川原橋、東外川原橋の橋梁補修工事について、塗装の養生期間を勘案し、気温が高くなってからの施工とするため、年度内の完了が見込めないことから繰り越すものです。

次に、8款6項公営住宅管理事業は、上鍮田住宅解体工事について、降雪により住宅基礎の解体に不測の日数を要するため、年度内の完了が見込めないことから繰り越すものです。

次に、9款1項大曲仙北広域市町村圏組合消防費負担金は、消防ポンプ自動車について、シャシーメーカーの製造遅れ等により年度内の納入が見込めず、同組合が繰越明許費を設定することに伴い繰り越すものです。

次に、変更する事業ですが、8款2項道路維持補修事業は、春先に実施する町道のパッチング工事を追加するため繰越明許費の金額を増額するものです。

次に、道路維持管理事業は、下川原1号橋橋梁補修工事において、資材の納期に不測の日数を要するため、繰越明許費の金額を増額するものです。

次に、68ページの第3表債務負担行為補正をご説明します。

はじめに、債務負担行為を追加する事業ですが、美郷町観光案内休憩広場管理費について、新たにデジタルサイネージを設置したことにより、追加となる管理費の債務負担の期間と限度額を

定めるものです。

次に、廃止する事業ですが、農業・漁業経営フォローアップ資金利子助成金について、同資金の借入実績がないことにより廃止するものです。

次に、69ページの第4表地方債補正をご説明します。

はじめに、地方債を追加する事業ですが、防災・減災・国土強靱化緊急対策事業債となります。

次に、変更する事業ですが、該当する事業の事業費の増減等に伴う限度額の変更となります。詳細につきましては、歳入でご説明します。

続きまして、歳入歳出予算についてご説明します。

今回の補正につきましては、年度末を迎え、事務事業の完了や完了見込み等による補正が多くなっております。こうしたことから、事務事業の実績及び完了による増減につきましては、特に説明が必要と思われるもの以外は省略させていただきます。

それでは、歳入についてご説明します。74、75ページをお願いします。

○税務課長（小田長光仁） 1款1項1目の1節個人の町民税の現年課税分ですが、課税所得の増により均等割、所得割合わせて1,746万円を増額するものです。

次の2目の1節法人の町民税の現年課税分ですが、当初予算において、県内の経済情勢の大きな改善が見込まれないとされていたことから、法人税割を令和5年度実績見込額と同額を計上しておりましたが、見込みを上回ったことから、均等割、法人税割合わせて866万円を増額するものです。

次の2項1目の1節固定資産税の現年課税分ですが、令和6年度は評価替えの年であったことから、1.84%程度の減額を見込んでおりました。土地、家屋及び償却資産それぞれの税額は前年度程度となっていたことから、1,500万円を増額するものです。

1款町税の説明は以上です。

○企画財政課長（深澤文仁） 続きまして、10款1項1目地方交付税ですが、国の補正予算による追加分を含む普通交付税の交付決定による留保分を計上するものです。これにより、普通交付税の予算計上額は60億1,714万9,000円となり、令和5年度と比較し、約1億2,700万円の増となります。

10款の説明は以上です。

○住民生活課長（木村英彰） 次のページ、76、77ページをお願いいたします。

中段、13款1項3目衛生使用料1節の斎場使用料ですが、利用件数の増加に伴い、50件分を追加するものです。

13款の説明を終わります。

○福祉保健課長（大澤 修） 78、79ページをお願いします。

ページ下段、14款1項1目民生費国庫負担金2節障害者自立支援給付費負担金は、額の確定による国負担分負担率2分の1の差額計上です。

1項の説明は以上です。

○住民生活課長（木村英彰） 続きまして、一番下段の2項1目国庫補助金1節の個人番号カード交付事業補助金ですが、補助金確定見込みによる増額です。令和7年1月末現在におきまして、町内の個人番号カード保有率が80.4%となり、年度初めの74.7%から5.7%の増となっております。

○こども子育て課長（高橋 勉） 続きまして、81ページ、上段をお願いいたします。

デジタル田園都市国家構想交付金（地方創生拠点整備）は、子ども・子育て支援拠点施設整備に係る2分の1の補助で、実施設計業務や既存施設の解体等事業の実績見込みにより、交付額を5,372万2,000円と見込み、予算現額4,813万1,000円に554万1,000円を増額するものです。

○企画財政課長（深澤文仁） 続きまして、2つ下の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金ですが、物価高騰の影響を受けている事業者の支援事業の財源の一部として充当するものです。

充当する事業の詳細につきましては、歳出でご説明します。

○こども子育て課長（高橋 勉） 続きまして、2目民生費国庫補助金の2節子ども・子育て支援交付金は、放課後児童健全育成事業や一時預かり事業等の実績見込みにより増額するものでございます。

2目の説明は以上です。

○建設課長（高橋博和） 続きまして、4目1節の社会資本整備総合交付金につきましては、事業費確定による減額が約2,200万円、繰越明許を予定しております舗装補修事業が約2,800万円の増額で、合算額を計上しております。

14款の説明は以上です。

○福祉保健課長（大澤 修） 82、83ページをお願いします。

ページ中ほどの15款2項2目民生費県補助金1節、一番下の市町村支援事業費補助金は、重度訪問介護等の利用促進に係る補助金で、実績により基本額に対する県の補助4分の3を増額するものです。

次の2節老人クラブ助成費補助金ですが、県交付額確定により差額計上するものです。

2目の説明は以上です。

○農政課長（高塚 剣） 続きまして、4目農林水産業費県補助金の2節農業振興費補助金ですが、

84、85ページをお願いします。

4行目のあきたの園芸省エネ化支援事業費補助金ですが、省エネ効果のある機械、資材の導入に対する補助金で、補助率は2分の1です。

2行飛びまして、6次産業化施設緊急整備事業費補助金ですが、農産物の加工、販売等に必要
な機械、施設等の導入に対する補助金で、補助率は3分の1です。

次の化学肥料低減機械等導入支援事業費補助金ですが、化学肥料低減に必要な機械の導入に対
する補助金で、補助率は2分の1です。

○住民生活課長（木村英彰） 続きまして、8目消防費県補助金1節の消防団加入促進モデル事業
費補助金ですが、美郷フェスタや防火週間などで掲示しました消防団員加入ポスター、チラシな
どの作成費用に対する額確定による増額でございます。

2項の説明を終わります。

○総務課長（武田浩之） 続きまして、3項1目5節秋田県知事選挙費委託金ですが、同選挙の執
行に要する経費の増額に伴う補正です。詳細は歳出にてご説明します。

86、87ページをお願いします。

中段の16款1項1目1節土地貸付収入ですが、土地貸付額変更が2件、新規貸付が1件、一時利
用が3件分になります。

下段の2項1目1節土地売払い収入ですが、道路用地等の払下げに伴う売払い収入3件分にな
ります。

その下の立木売払い収入ですが、仏沢地区町有林保育事業に伴う売払い実績等による増額です。

○生涯学習課長（中田裕克） 次の2目1節物品売払い収入ですが、広報縮刷版及びオリジナル絵
本等の売払い実績により増額するものです。

16款の説明は以上です。

○企画財政課長（深澤文仁） 続きまして、88、89ページをお願いします。

17款1項寄付金ですが、2目1節ふるさと美郷応援寄付金は、今後の寄附見込みによる増額で
す。

1月末時点の寄附は2,104件、約6,030万円で、昨年度より762件、約2,770万円の増となってお
ります。

17款の説明は以上です。

続きまして、18款1項基金繰入金ですが、1目1節公共施設整備基金繰入金は、町債を充当で
きない公共施設の改修工事等の財源として計上しておりましたが、今年度の財政状況により繰入

れの必要がなくなったため、全額減額するものです。

その3つ下の6目1節振興基金繰入金は、地域振興等のソフト事業の財源として計上していましたが、今年度の財政状況により繰入れの必要がなくなったため、全額減額するものです。

それ以外は事業の確定に伴う減額です。

18款の説明は以上です。

○住民生活課長（木村英彰） 次のページ、90、91ページをお願いいたします。

20款5項雑入1目の違約金ですが、本年度に行いました家庭用廃プラスチック回収実証実験用の袋を全戸配布するとして発注したところ、納入業者より期限より20日遅れて納入されました。理由は、海外生産のため輸送に不測の日数を要したことによる遅延でございました。これにより、町民への配布が予定より1週間ほど遅れ、試験回収の日程も一部地域で1週間遅らせざるを得ない状況となりました。

このようなことから、業務委託契約条項の規定に基づき、遅延した日数に応じて違約金2万2,000円が納付されたものでございます。

説明は以上です。

○総務課長（武田浩之） 続きまして、4目1節雑入の5行目保険料受入金ですが、建物災害共済保険料6件分と保険料の返戻金になります。

その下の保険金受入金ですが、建物災害共済保険金2件分になります。

1つ飛びまして、節電プログラム参加収入ですが、東北電力が実施する節電プログラム参加に伴う収入になります。町公共施設のうち24施設がこのプログラムに参加しております。

○住民生活課長（木村英彰） その下、資源化売却収入ですが、新聞、雑誌、段ボールの売却単価が上昇したことによる増額でございます。

その下、印紙等売りさばき収入は、住民生活課戸籍窓口での印紙、切手、県証紙の販売増によるものです。

○福祉保健課長（大澤 修） 続きまして、福祉保健課関連ですが、金額の大きい後期高齢者医療制度特別対策補助金、介護予防サービス計画作成費収入、後期高齢者健診事業補助金、新型コロナ定期接種ワクチン確保事業助成金等、全て実績または実績見込みによる差額計上です。

福祉保健課関連の雑入の説明は以上です。

○企画財政課長（深澤文仁） 続きまして、21款町債についてご説明します。92、93ページをお願いいたします。

1目総務債から8目商工債までですが、充当する各事業の実績や県との協議などを踏まえての

増減額を計上しております。

このうち、増額するものについては、1目1節生活交通対策事業債及び2目2節子育て支援事業債は、過疎対策事業債を充当するソフト事業間の調整により増額するものです。

1目3節公共施設整備事業債は、第二庁舎空調設備改修工事費の追加等により、充当する合併特例債を増額するものです。

3目1節町道新設改良事業債は、国の補正予算に伴う舗装補修工事費等の増額により充当する合併特例債及び緊急自然災害防止対策事業債を増額するものです。

同じく、4節河川工事債は、小杉崎川改修工事費の増額により、充当する緊急施設災害防止対策事業債を増額するものです。

5目1節教育施設整備事業債は、総合体育館整備事業費の増額により、充当する過疎対策事業債を増額するものです。

94、95ページをお願いします。

6目1節農村整備事業債は、国の補正予算に伴うかんがい排水事業及び経営体育成基盤整備事業等の事業費の増額により、充当する過疎対策事業債及び合併特例債を増額するとともに、国の補正予算に伴うため池等整備事業等の追加により、充当する防災・減災・国土強靱化緊急対策事業債を追加するものです。

8目1節商工業振興事業債は、起業者総合支援事業費の増額により、充当する過疎対策事業債を増額するものです。

歳入の説明は以上です。

○議長（森元淑雄） 説明途中ですが、ここで昼食のため午後1時まで休憩します。

（午後0時00分）

（午後1時00分）

○議長（森元淑雄） 休憩前に引き続き会議を再開します。

説明を続行してください。

○企画財政課長（深澤文仁） 引き続き、歳出についてご説明します。

歳入と同様、事務事業の実績及び完了による増減につきましては、特に説明が必要と思われるもの以外は省略させていただきます。

○総務課長（武田浩之） それでははじめに、特別職及び会計年度任用職員を含む人件費の補正概要について、給与費明細書にてご説明しますので、議案152ページをお願いします。

1の特別職の表の一番下、その他の特別職の報酬493万7,000円の減ですが、消防団員報酬の減額が主な要因で、新規加入等の団員増員を見込み予算措置していましたが、実績見込みにより減額するものです。

153ページをお願いします。

2の一般職のうち、アの会計年度任用職員以外の職員ですが、職員手当が918万5,000円の減、共済費が100万円の減です。その下の職員手当の内訳ですが、事業完了等の実績による時間外勤務手当の減額や退職手当組合負担金の減額が主な要因です。

イの会計年度任用職員ですが、報酬はパートタイム職員の給料で1,450万円の減、給料はフルタイム職員の給料で600万円の減、いずれも勤務実績による不用額見込みを減額するものです。報酬及び給料に連動して職員手当は720万円の減、共済費は800万円の減となります。

その下の職員手当の内訳ですが、期末手当や勤勉手当の減額が主な要因です。

人件費の補正の概要は以上となりますので、以降各款項目の人件費の個別の説明は省略させていただきます。

人件費に関する説明は以上です。

○企画財政課長（深澤文仁） 引き続き、人件費以外の補正についてご説明します。

98、99ページをお願いします。

2款1項1目22節返還金は、令和5年度物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金の交付額の確定に伴い国へ返還するものです。

続きまして、100、101ページをお願いします。

一番下の表から102、103ページの上段までとなりますが、6目企画費のうち、ふるさと美郷応援寄付金の関係として、歳入でご説明しました寄附金の増額に伴い、7節で返礼品に係る経費を、次のページへ移りまして、11節でふるさと納税ポータルサイト利用手数料を、12節でふるさと納税支援業務委託料をそれぞれ増額するものです。

1項の説明は以上です。

○総務課長（武田浩之） 106、107ページをお願いします。

一番上の4項3目秋田県知事選挙費の10節印刷製本費、11節通信運搬費及び12節広告等配送業務委託料ですが、選挙公報の配布方法について、行政協力員に委託する方法から郵便による方法に変更したく、郵送用の封筒代及び郵便料を増額し、配送業務委託料を減額するものです。

2款の説明は以上です。

○福祉保健課長（大澤 修） 110、111ページをお願いします。

ページ中ほどの3款1項1目社会福祉総務費22節返還金12万2,000円は、令和5年度生活困窮者就労事業支援事業費等補助金の福祉事務所未設置町村による相談事業の額確定により計上するものでございます。

次に、112、113ページをお願いします。

上から2段目の2目障害者福祉費22節返還金1,156万8,000円は、令和5年度障害者自立支援給付費国庫負担金、令和5年度障害者医療費国庫負担金及び令和5年度障害児通所支援給付費国庫負担金の額確定により計上したものでございます。

3目高齢者福祉費18節大曲仙北広域市町村圏組合介護保険事業負担金及び大曲仙北広域市町村圏組合介護保険民生費負担金は、負担金額確定による差額計上です。

同じく、18節真昼荘物価高騰対策事業補助金ですが、令和6年度美郷町一般会計補正予算第13号で可決いただきました物価高騰による社会福祉施設等の光熱水費等及び食材料費の負担軽減を図るための社会福祉施設等物価高騰対策支援事業について、対象外施設となっております当該特別養護老人ホーム真昼荘に対し、同一内容による補助により、施設運営における負担軽減を図るものです。

補助内容ですが、光熱水費等助成として、入所定員1名当たり1万3,000円、食材料費助成として、入所定員1名当たり1万円とし、合わせて2万3,000円に定員67名を乗じた額を計上しております。

4目医療給付費、下から3段目、12節電算処理委託料ですが、後期高齢者医療事業における同委託料において、実績により不足が見込まれますので増額するものです。

3款1項の説明は以上です。

○こども子育て課長（高橋 勉） 続きまして、114、115ページをお願いいたします。

2項1目児童福祉総務費の22節出産・子育て応援金返還金は、令和5年度の事業実績による額確定に基づき、令和5年度出産・子育て応援交付金について国へ変換するものでございます。

3款の説明は以上です。

○福祉保健課長（大澤 修） 118、119ページをお願いします。

1行目の4款1項1目保健衛生総務費10節印刷製本費は、現在策定しております令和7年度から令和18年度までを計画期間とする第3期健康みさと21計画書200部の印刷代として計上するものです。

2目予防費12節予防接種委託料2,812万7,000円の減ですが、実績見込みによる差額補正です。主なものとして、新型コロナウイルスワクチン接種事業が2,545万円の減額、带状疱疹予防接種事

業は126万円の増額にて計上しております。

なお、新型コロナウイルスワクチンの接種状況ですが、1月末時点での医療機関からの請求分で492人となっております。

22節返還金25万7,000円は、令和5年度感染症予防事業費等補助金、令和5年度感染症予防費等国庫負担金の額確定により計上するものでございます。

2目の説明は以上です。

○住民生活課長（木村英彰） 次のページ、120、121ページをお願いします。

3目環境衛生費18節の斎場使用料負担金ですが、利用件数の増加に伴い50件分を追加するものです。

続きまして、2項1目清掃費10節需用費の燃料費ですが、町内に6か所設置し、週3回巡回している小電回収車の燃料費が不足する見込みのため、補正するものです。

これで4款の説明を終わります。

○商工観光交流課長（高橋晋一） 次の122、123ページをお願いいたします。

5款1項2目雇用対策費18節の2行目、雇用促進支援金ですが、本支援金は、60歳未満の町民を正社員として6か月以上雇用した場合に支給するもので、これまでに10名分の予算を計上しておりましたが、年度末にかけ本支援金の相談等があり、さらに8名分について予算計上するものです。

5款の説明は以上です。

○農政課長（高塚 剣） 続きまして、6款1項3目農業振興費ですが、124、125ページをお願いします。

18節、5行目の6次産業化施設緊急整備事業補助金ですが、歳入でご説明しました6次産業化施設緊急整備事業費補助金の歳出予算になります。補助率は、県3分の1と町6分の1の合計2分の1で、町分の財源については地方創生臨時交付金を充当し、スライサーと乾燥機の2件分を計上しており、繰越明許になります。

5行飛びまして、化学肥料低減機械等導入支援事業補助金ですが、歳入でご説明しました化学肥料低減機械等導入支援事業費補助金の歳出予算になります。補助率は県2分の1で、可変施肥機能付田植機8件分を計上しており、繰越明許になります。

4行飛びまして、あきたの園芸省エネ化支援事業補助金ですが、歳入でご説明しましたあきたの園芸省エネ化支援事業費補助金の歳出予算になります。補助率は県2分の1で、防虫LED照明設備や本内張り資材6件分を計上しており、繰越明許になります。

3目の説明は以上です。

126、127ページをお願いします。

続きまして、7目農村整備費の18節、1行目の経営基盤整備事業費負担金ですが、明田地野際地区、金沢地区、太田南部地区の事業量の増加に伴い2,137万4,000円の増額となり、畑屋中央地区の実績見込みによる不用額の減額分49万円を差し引いた2,088万4,000円を計上しており、繰越明許になります。

3行飛びまして、経営事業費負担金ですが、下堰・三百石堰地区のかんがい排水事業、金沢4地区及び金沢9地区のため池等整備事業の事業量の増加に伴い1,916万3,000円の増額となり、仙北平野二期地区及び仙平太田斉内地区の各事業の実績見込みによる不用額の減額分6万6,000円を差し引いた1,909万7,000円を計上しており、繰越明許になります。

6款の説明は以上です。

○商工観光交流課長（高橋晋一） 次の128、129ページをお願いいたします。

7款1項2目商工振興費18節負担金、補助及び交付金の一番下の行、起業者総合支援事業補助金ですが、12月の補正予算により支給決定した工芸美術家の起業者の方について、工事個所の拡大により支給額決定額の増額を行いたく予算計上するものです。

次の130、131ページをお願いいたします。

一番下の行、4目温泉運営費の10節光熱水費ですが、町内の3つの温泉の光熱水費に不足が見込まれるため、今後必要となる額について予算計上をしております。

7款の説明は以上です。

○建設課長（高橋博和） 132、133ページをお願いいたします。

8款2項2目道路維持費、下段の12節道路除雪委託料は、今期は気温の低い日が多く、排雪費用等に不足が見込まれるため計上しております。

次の134、135ページをお願いいたします。

14節舗装工事は、冬季に傷んだ舗装の補修、いわゆるパッチング工事を行いたく計上しております。こちらは補修にタイムラグが生じないように、繰越明許にて予算執行を行う予定としております。

中段の3目道路新設改良費の14節一般土木工事は、今年度工事分の請負差額の精算の減額と国の補正予算で交付金対象が追加となった3路線分について合算して計上しております。こちらの3路線も繰越明許での予算執行を予定しております。

8款の説明は以上です。

○住民生活課長（木村英彰） 続きまして、次のページ、136、137ページをお願いします。

下段、9款1項2目非常備消防費10節需用費の消耗品費ですが、新規加入消防団員の活動服などの装備品3名分の追加です。今年度の新規加入団員は16名を見込んでおります。

続きまして、3つ下、18節の秋田県消防防災航空隊運営費負担金ですが、消防防災ヘリコプター「なまはげ」による救助活動などを行う隊員の人件費につきまして、県内各市町村より人口に応じ案分されて負担しております。今回隊員の人件費の増に伴い負担金を追加するものです。

以上で9款の説明を終わります。

○教育推進課長（佐々木寿人） 140、141ページをお願いします。

10款2項1目学校管理費10節燃料費ですが、仙南小学校の灯油購入費に不足が見込まれることから増額するものです。

142、143ページをお願いします。

3項1目学校管理費10節燃料費ですが、美郷中学校の灯油購入費に不足が見込まれることから増額するものです。

○生涯学習課長（中田裕克） 次に、4項1目社会教育総務費ですが、144、145ページをお願いします。

12節、下から2段目の美郷の四季作品輸送委託料ですが、作品納品のための輸送委託料で、輸送経費の高騰に伴い予算に不足が見込まれることから、不足分を増額するものです。

次に、4目社会教育施設費10節燃料費ですが、公民館、中央及び南ふれあい館において年度末見込みの精査により予算に不足が見込まれることから増額するものです。

146、147ページをお願いします。

5項1目保健体育総務費18節、下段のスポーツ少年団選手派遣費補助金ですが、冬季競技等の上位大会への出場に伴い、予算に不足が見込まれることから、2団体分を増額するものです。

148、149ページをお願いします。

2目保健体育施設費10節燃料費ですが、中央及び南体育館、武道館において、年度末見込みの精査により、予算に不足が見込まれることから増額するものです。

○教育推進課長（佐々木寿人） 3目学校給食費10節光熱水費ですが、南学校給食センターの電気料に不足が見込まれることから増額するものです。

10款の説明は以上です。

○企画財政課長（深澤文仁） 続きまして、150、151ページをお願いします。

12款1項1目22節償還元金は、繰上償還の実施に伴う減額、繰上償還元金は、町債を充当する

事業の追加等に伴い、町債借入額が増加するため、財政の健全化を図るため増額するものです。

この結果、本年度の元金償還見込額は15億7,357万円となります。一方で、町債借入見込額は17億9,040万円となっておりますが、令和7年度への繰越見込額2億3,400万円を差し引くと15億5,560万円となることから、プライマリーバランスは黒字となる見込みです。

3つ下の3目11節手数料は、償還元金の繰上償還に要する手数料を追加するものです。

12款の説明は以上です。

続きまして、13款1項1目24節ふるさと美郷子ども育成基金積立金は、歳入でご説明いたしました寄附金の増額分を積み立てるものです。

13款の説明は以上です。

続きまして、14款予備費ですが、歳入歳出の差額分の調整となります。

令和7年度予算の繰越金を確保するとともに、今年度の不用額の見込み等を踏まえ、今後減債基金繰入金の減額も含め対応を検討してまいります。

議案第18号の説明は以上です。

○議長（森元淑雄） これで議案第18号の説明が終わりました。

◎議案第19号の上程、説明

○議長（森元淑雄） 日程第23、議案第19号 令和6年度美郷町国民健康保険特別会計補正予算第4号を上程いたします。

提案理由並びに内容の説明を求めます。福祉保健課長。

○福祉保健課長（大澤 修） 議案第19号につきましてご説明いたします。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2億2,158万8,000円を減額するものです。

歳入から説明させていただきますので、164、165ページをお願いいたします。

1款1項1目一般被保険者国民健康保険税4節から6節の滞納繰越分は、いずれも実績見込みによる差額補正です。

4款1項1目普通交付金は、保険給付等の実績見込みにより減額するものです。

2目特別交付金は、保険事業などの施策の推進や事業運営の安定化を図るための県特別調整交付金等の実績見込みにより増額するものです。

3目福祉医療基盤強化補助金は、福祉医療の実施に伴う国庫負担金の減額措置に対する県補助

金ですが、実績による差額を減額するものです。

5款1項1目利子及び配当金1節国民健康保険事業基金利子は、見込みによる増額補正です。

6款1項1目一般会計繰入金5節出産育児一時金等繰入金及び7節産前産後保険税繰入金は、いずれも実績見込みによる減額です。

166、167ページをお願いします。

8款1項1目一般被保険者延滞金、次の1項1目預金利子は、いずれも実績見込みによる増額です。

3項1目一般被保険者第三者納付金は、交通事故等に係る納付金の実績見込みにより増額するものです。

3目一般被保険者返納金は、資格喪失後の受診等に係る返納金の実績見込みにより増額するものです。

歳入の説明は以上です。

次に、歳出につままして説明いたします。

168、169ページをお願いいたします。

1款1項1目一般管理費11節通信運搬費は、郵送料等の実績見込みによる減額、12節特別調整交付金（結核・精神）申請支援業務委託及び訪問看護医療費抽出委託料は、いずれも特別調整交付金の補助対象となる基準額に実績が達しなかったため、申請不可により全額減額するものです。

2款1項1目一般被保険者療養給付費、18節療養給付費からページ一番下の5項1目葬祭費までは、いずれも実績見込みによる減額です。

170、171ページをお願いします。

3款1項1目一般被保険者医療給付費分、次の3項1目介護納付金分は、いずれも歳入補正に伴う財源補正となります。

5款1項1目特定健康診査等事業費12節健診委託料から、ページ一番下の2項3目国保ヘルスアップ事業費12節保健指導等検査委託料までは、いずれも実績見込みによる減額です。

172、173ページをお願いします。

6款1項1目国民健康保険事業基金積立金は、基金利子見込額を増額するものです。

議案第19号の説明は以上です。

○議長（森元淑雄） これで議案第19号の説明が終わりました。

◎議案第20号の上程、説明

○議長（森元淑雄） 日程第24、議案第20号 令和6年度美郷町下水道事業特別会計補正予算第4号を上程いたします。

提案理由並びに内容の説明を求めます。建設課長。

○建設課長（高橋博和） 議案第20号について説明をいたします。

議案書は175ページからとなります。

今回の補正の内容ですが、歳入歳出予算の総額からそれぞれ1,102万7,000円減額する件、繰越明許費の設定2件及び地方債補正4件となります。

はじめに、第2表繰越明許費から説明をいたします。

179ページをお願いいたします。

流域下水道大曲処理区建設事業及び県南地区広域汚泥資源化事業の事業費について、それぞれ一部次年度へ繰り越す旨、事業主体である秋田県から通知があり、その負担相当額を計上しております。

次のページ、180ページをお願いいたします。

第3表地方債補正。

追加となる公共下水道事業債については、9月議会にて計上いたしました真空ポンプ場内の真空ポンプ1基の更新について、起債対象事業として申請が認められたため、充当するための起債となります。

こちらの事業は、既に繰越明許費の設定がされておりますので、こちらに充当となります。

公営企業会計適用債については、令和8年度からの公営企業会計移行に伴う固定資産調査、評価業務事業費に充当するための起債となります。起債対象事業として申請が認められたことと、経費の額の確定により計上しております。

2の変更、流域下水道事業債については、事業主体である秋田県の事業費の確定見込みの通知に伴い、それぞれ限度額を変更するものとなります。

資本費平準化債の増額については、借入基準の緩和によるものです。

続いて、歳入を説明いたします。184、185ページをお願いいたします。

各項目の増減額については、実績や事業費の確定によるものです。

主なものとして、3款1項1目1節一般会計繰入金の減額は、下水道事業債の増額によるものです。

6款1項1目下水道事業債は、先ほど地方債補正にて説明いたしましたとおり、それぞれ補正

計上しております。

続いて歳出、188、189ページをお願いいたします。

1款1項1目一般管理費の各項目の減額については、実績や額の確定による減額です。

2項1目施設管理費12節から2款公債費までの各項目は、請負差額や実績見込みによる減額、起債額の増加による財源の変更、事業額の確定などによるものです。

以上で議案第20号の説明を終わります。

○議長（森元淑雄） これで議案第20号の説明が終わりました。

◎議案第21号の上程、説明

○議長（森元淑雄） 日程第25、議案第21号 令和6年度美郷町農業集落排水事業特別会計補正予算第3号を上程いたします。

提案理由並びに内容の説明を求めます。建設課長。

○建設課長（高橋博和） 議案第21号につきまして説明をいたします。

議案書は191ページからとなります。

今回の補正の内容ですが、歳入歳出予算の総額からそれぞれ757万8,000円を減額する件、繰越明許費の設定1件及び地方債補正2件となります。

はじめに、第2表繰越明許費から説明いたします。195ページをお願いいたします。

維持工事にて実施している県事業の県道角館六郷線拡幅工事に伴うマンホール高さ調整工事について、拡幅工事の遅れにより事業を次年度へ繰り越す旨、事業主体である秋田県から通知があり、県事業と同時に施工する必要があるため、繰越明許費として計上しております。

次のページ、196ページをお願いいたします。

3表地方債補正、追加となる公営企業会計適用債については、令和8年度からの公営企業会計移行に伴う固定資産調査、評価業務事業費に充当するための起債となります。起債対象事業として申請が認められたことと、経費の額の確定により計上しております。

2の変更、資本費平準化債の増額については、借入基準の緩和によるものです。

続いて、歳入を説明します。200、201ページをお願いいたします。

各項目の増減額については、実績や事業費の確定によるものです。

主なものとして、3款1項1目1節一般会計繰入金の減額は、農業集落排水事業債の増額によるものです。

6款1項1目1節資本費平準化債、同じく2節公営企業会計適用債については、先ほどの地方債補正にて説明いたしましたとおり、それぞれ補正計上しております。

歳入は以上です。

続いて歳出、202、203ページをお願いします。

各項目については、請負差額や実績見込みによるもののほか、起債額の増加による財源の変更、事業額の確定などによるものです。

以上で議案第21号の説明を終わります。

○議長（森元淑雄） これで議案第21号の説明が終わりました。

◎議案第22号の上程、説明

○議長（森元淑雄） 日程第26、議案第22号 令和6年度美郷町後期高齢者医療特別会計補正予算第3号を上程いたします。

提案理由並びに内容の説明を求めます。福祉保健課長。

○福祉保健課長（大澤 修） 議案第22号につきましてご説明いたします。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ638万3,000円を追加するものです。

歳入から説明させていただきますので、212、213ページをお願いいたします。

1款1項1目特別徴収保険料1節現年分は、保険料額確定見込みにより減額するものです。

2目普通徴収保険料1節現年度分及びは2節過年度分は、保険料額確定見込みにより増額するものです。

2款1項1目督促手数料、以下5款2項1目保険料還付金、3項1目預金利子は、いずれも実績見込みによる差額補正です。

歳入の説明は以上です。

次に、歳出についてご説明いたします。214、215ページをお願いいたします。

2款1項1目後期高齢者医療広域連合納付金ですが、実績見込みにより増額するものです。

次の3款1項1目保険料還付金は、歳入補正に伴う財源補正となります。

議案第22号の説明は以上です。

○議長（森元淑雄） これで議案第22号の説明が終わりました。

◎議案第23号の上程、説明

○議長（森元淑雄） 日程第27、議案第23号 令和6年度美郷町水道事業会計補正予算第6号を上程いたします。

提案理由並びに内容の説明を求めます。建設課長。

○建設課長（高橋博和） 議案第23号について説明をいたします。

議案書は217ページからとなります。

第2条収益的収入について、第1款事業収益総額を185万円減額とするものです。

続いて、収益的支出について、第1款事業費用総額を377万円減額とするものです。

第3条は、218ページと併せて説明をいたします。

第3条資本的収入及び支出について、記載のとおり額をそれぞれ改めるものです。

資本的収入について、第1款資本的収入総額を5,602万1,000円増額するものです。

続いて、資本的支出について、第1款資本的支出総額を5,186万2,000円増額するものです。

第4条企業債については、限度額を記載のとおり増額するものです。

第5条他会計からの補助金については、記載のとおり減額するものです。

補正の内容を説明いたします。

224、225ページをお願いいたします。

収益的収入1款1項3目から2款5目までは、それぞれ実績によるものとなります。

続きまして、収益的支出1款1項1目から2款2目までは、それぞれ実績によるものとなります。

このうち、増額となる1項5目の減価償却費については、令和5年度建設工事等の内容の確定に伴い、固定資産の減価償却額を増額とするものです。

続きまして、次のページ、226、227ページをお願いいたします。

資本的収入、1款1項企業債1目水道事業債から3項1目国庫補助金までは、繰越事業として予定しております六郷畑屋地区塚地域の配水管布設替え工事の財源としてそれぞれ計上しております。

続いて、資本的支出、1款1項1目施設改良費、委託料の減額は、令和3年度から実施し、今年度完了となりました千畑中央地区暁地域の配水管布設替え工事が完了となり、この設計監理のほか、委託事業の完了によるものです。

工事請負費の増額については、先ほど資本的収入で説明いたしましたとおり、六郷畑屋地区塚地域の配水管布設替え工事の一部を繰越事業として実施を予定しており、事業実施年度は令和8年度までを予定しております。

今回繰越しとする事業量については、計画総延長3.4キロメートルのうち約0.5キロメートルを繰越し事業分として予定しております。

なお、公営企業会計では、地方公営企業法によりまして、当該補正予算の繰越しに係る議会の議決は不要となりますが、6月の議会にて繰越し額の使用に関する計画について報告することになっておりますので、申し添えます。

以上で議案第23号の説明を終わります。

○議長（森元淑雄） これで議案第23号の説明が終わりました。

◎散会の宣告

○議長（森元淑雄） 以上で本日の日程は全て終了いたしました。

これにて本日の会議を閉じます。

3月3日午前10時、本会議を再開します。

ご苦労さまでした。

（午後1時34分）